

消費者スマイル基金主催

第8回通常総会記念シンポジウム

2024年11月18日(月)18:30～20:00

【次第】

1.消費者スマイル基金総会報告
新任役員、退任役員ご挨拶

2.消費者庁長官ご挨拶

3.報告

継続的エステティックサービス契約の被害救済活動について
問題状況紹介

(1)消費者支援機構関西からの報告(第13回助成対象)

(2)埼玉消費者被害をなくす会からの報告(第14回助成対象)

使ってみよう！ COCoLiS(消費者団体訴訟制度)ポータル
サイト

消費者庁消費者制度課からの報告と意見交換

4.閉会挨拶

ZOOM学習会の注意事項

■入室、参加される際には、お名前を会員名またはお申込み名にしてください。

■マイク・カメラをオフに設定してください。
(記録用に録画をしています。)

■ポータルサイトに関する報告について、質疑の時間を設けます。オンラインで発言ご希望の方は、チャットに発言希望と入力ください。司会が指名した後、マイク・カメラをオンにしてご発言ください。

■URLの無断転載、転送はご遠慮ください。

■音声、映像の記録は、お控えください。

■通信上の障害についてはこちらでは対応できかねますのでご了承ください。

■途中休憩はございません。

「個別クレジットを利用した全身脱毛エステティック契約に係る紛争」の解決を付託しました

都内の消費生活センターには、若者が個別クレジットを利用して、高額な脱毛エステティック契約を締結したことに伴うトラブルの相談が多く寄せられています。

本日、知事は、東京都消費者被害救済委員会（会長 沖野 眞已・東京大学大学院法学政治学研究科教授）に、標記紛争の解決を新たに付託しましたので、お知らせします。

付託案件の概要

【申立人】 22 名（10 歳代～20 歳代 女性）

【契約内容】 全身脱毛エステティック契約（平均契約金額 約 58 万円）

【申立人らの主張による紛争の概要】

昨年、友人の紹介で、エステの無料体験に行ったところ、脱毛の無料体験を案内された。後日、店舗に出向いたら、全身脱毛エステのコースを勧められ、学割で 45 万円に割引される上、ボディとフェイシャルのセルフエステもセットでついているからお得だと言われた。高額だと思ったが、担当者から「契約書には書いていないが、一生無制限で通える」と説明され、それなら安いと思い、勧められるまま 36 回払いの個別クレジット契約※（支払総額約 58 万円）をした。契約後、クレジット会社から、契約内容はエステで間違いないかなど確認の電話があったので、「はい」と返答した。

これまで、全身脱毛、ボディやフェイシャルのエステをあわせて 10 回受けたが、事業者から「施術が提供できなくなった」とメッセージが届き、エステ店と連絡がとれなくなった。消費者センターに相談して、クレジット会社に連絡してもらったが、請求は止めないとの回答だった。一生通えると思って契約したのに、通えないなら説明と違うので、契約をやめたい。

※消費者が販売会社で商品・役務等を購入する都度、その商品・役務等を購入するためのクレジットの申込みをして利用するもの



消費者被害に関する注意喚起

- ▶ 「無料体験」にひかれて出向くと、「一生無制限」「通い放題」などと言われ、高額な契約を勧められる場合があります。契約を急がされても、その場で決めず慎重に判断しましょう。
- ▶ 勧誘時に聞いた契約期間や回数が、契約書の記載内容と一致しない場合は要注意です。口頭での説明をうのみにせず、サインする前に、必ず契約書の内容が説明と同じなのか確認しましょう。
- ▶ 脱毛エステに関する若者のトラブルが多数発生しており、成人になったばかりの 18 歳、19 歳の相談も増えてきています。高額で長期にわたる契約を締結する際は十分に検討しましょう。
- ▶ 高額な請求に困ったり、トラブルになった場合は、すぐに消費生活センターにご相談ください。（消費者ホットライン「188」局番なし）

詳しくはこちらをご覧ください。



<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/sodan/kyusai/>



【問合せ先】

東京都消費生活総合センター
活動推進課

電話：03-3235-4155

付託理由

都内の消費生活センターには、脱毛エステに関する相談が多く寄せられており、若者（29歳以下）の商品・役務別相談件数においても毎年上位になっています。

相談者のうち若者が全体の7割を占め、2022年4月の成年年齢引下げ後は、18・19歳の割合も増えています。

また、個別クレジットの分割払いを勧められて契約してしまうケースが多く、平均契約金額も高額となっています。

本件を解決することにより、解決に当たっての考え方を広く示し、同種の消費者被害の防止と救済を図るため、本件を付託しました。



主な問題点

- 1 本件は、役務提供期間が1か月を超え、5万円を超える金額で締結した全身脱毛エステ契約であるため、特定商取引法に定める特定継続的役務提供に該当すると考えられる。
本件脱毛エステや個別クレジットの契約書に、役務提供期間や役務内容等の記載不備が見受けられる。特定商取引法や割賦販売法に基づく法定書面に不備がある場合、クーリング・オフ期間の起算日が到来していないと解されることから、クーリング・オフが可能なのではないかと考えられる。
- 2 割賦販売法では、個別クレジット業者に、支払可能見込額調査を義務付け、それを超える過剰与信を禁止しているほか、加盟店調査、勧誘行為の確認、書面交付等も義務付けている。本件個別クレジット契約において、個別クレジット業者の対応に問題はなかったか。
- 3 申立人らの主張によると、事業者から、「一生無制限」「通い放題」などと言われ勧誘されていたが、本件エステ契約書には役務提供期間が定められていた。勧誘時の説明と契約書の内容が異なっていること、一生無制限や通い放題と勧誘していることに問題があるのではないかと考えられる。

東京都消費者被害救済委員会における今後の処理

▶ 東京都消費者被害救済委員会とは

東京都消費生活条例に基づき設置された知事の附属機関で、弁護士や大学教授などの学識経験者、消費者団体の代表及び事業者団体の代表で構成されています。

都内の消費生活センター等の相談機関に寄せられた消費生活相談のうち、都民の消費生活に著しく影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある紛争について、公正かつ速やかな解決を図るため、あっせん、調停等を行います。

▶ 委員会に付託すると

委員数名による部会を構成し同部会で審議を行います。両当事者から話を聴き、公正な解決策を検討し、両当事者にあっせん案として提示します。両当事者が受諾すれば解決となります。あっせん案の考え方は当該紛争だけでなく、他の類似紛争の解決にも役立つことから、東京都消費生活条例に基づき、広く都民の方々や関係者にお知らせしています。

▶ 委員は別紙のとおり

▶ 紛争処理実績はこちらから



東京都消費者被害救済委員会委員名簿

令和6年10月22日

氏 名	現 職	備 考
学識経験者委員		(16名)
石 川 博 康	東京大学社会科学研究所教授	
大 迫 恵 美 子	弁護士	
大 澤 彩	法政大学法学部教授	
大 塚 陵	弁護士	
沖 野 眞 己	東京大学大学院法学政治学研究科教授	会長
後 藤 卷 則	早稲田大学名誉教授・弁護士	会長代理
志 水 芙 美 代	弁護士	
菅 富 美 枝	法政大学経済学部教授	
高 木 篤 夫	弁護士	
野 田 幸 裕	弁護士	
洞 澤 美 佳	弁護士	
本 間 紀 子	弁護士	
宮 下 修 一	中央大学大学院法務研究科教授	
山 口 由 紀 子	相模女子大学人間社会学部教授	
山 城 一 真	早稲田大学法学学術院教授	
吉 村 健 一 郎	弁護士	
消費者委員		(4名)
江 木 和 子	東京都地域消費者団体連絡会共同代表	
黒 崎 照 子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟理事	
田 辺 恵 子	主婦連合会副会長	
星 野 綾 子	東京都生活協同組合連合会常任組織委員	
事業者委員		(4名)
大 下 英 和	東京商工会議所理事・産業政策第二部部長	
大 畑 章	一般社団法人東京工業団体連合会専務理事	
加 藤 仁	東京都中小企業団体中央会常勤参事	
渡 辺 由 佳	東京都商工会連合会専務理事	

(株)ラドルチェとの共通義務確認訴訟

2024/11/18 KC's 事務局

■ 被害の概要

株式会社ラドルチェ（以下「同社」という。）は、アフターサービスとして回数・期間無制限で施術を受けられるエステティックサービス契約を行っていたが、2022年1月ころ、対象消費者らの同意を得ることなく、「アフターサービス施術（無償サービス）をセルフサービス施術へと移行させて頂く事としました」旨の告知をし、契約内容を一方的に変更した。

また、2023年4月30日に全ての店舗を閉鎖して事業を全て終了したことにより、施術の提供を受けることができなくなった。

被害人数：同社に対するお問合せの回答によると、該当契約のうち消費者裁判手続特例法施行の翌年以降の契約件数は、3283件。

被害金額：30万円～50万円の方が多いが、複数契約等で100万円を超える方もおられる。

■ 当団体の請求の概要

- ・ 2023年8月29日、大阪地方裁判所に同社に対する共通義務確認訴訟を提起。
- ・ 契約書面にはアフターサービスは期間及び回数無制限で施術を受けられると記載されており、契約を締結するか否かの判断にとって極めて重要な内容だった。このアフターサービスを一方的にセルフサービスに変更するのであれば、契約書面に変更されうることを記載していなければならないが記載されていなかった。
- ・ また、中途解約の精算条項について、アフターサービス部分に関する精算をまったく記載していないなど契約者に不利な内容となっていた。
- ・ 契約書に重要事項である役務の内容と中途解約条項の記載に不備があった場合、改めて不備のない書面が交付されない限り当該契約を任意に解除することができる。
- ・ 被告は、訴訟において、本来アフターサービスは一部の者のみが利用することを予定したものであったと説明したため、契約時にそのような重要な事実を説明していなかったとして契約の取消し事由にあたると指摘した。
- ・ したがって、同社は、契約者が既に支払った契約代金相当額を不当利得として、返金義務を負う。

■ 被告の主張の概要

- ・ 本件アフターサービスは、「契約」終了後の無償サービスに過ぎず有償契約の要素ではない。したがって契約内容とはならないから、特定商取引法の規制対象ではないし、提供中止も含め変更することは許される。
- ・ アフターサービスが仮に契約対象であるとしても、本件における「変更」は、単に当初契約条項の不履行に過ぎず、「契約の変更」ではない。

■ 共通義務確認訴訟提起後の対応

対象消費者から同社・信販会社への取り消し通知文の送付対応

クーリング・オフ行使には時効があるので（ないという学説もあるが）、早期の対象消費者からの取り消し通知の送付が必要と判断した。

2024/5/7 当団体Webサイトに掲載するとともに、各地の消費生活センターに国民生活センターを通じて案内を送付。

ひな型のダウンロードをできるようにした非公開ページも作成、各地消費生活センター及び対象消費者に案内。

2024/11/5 現在207名の対象消費者から問い合わせあり。

個別信用購入あっせん事業者に対する共通義務確認訴訟の準備

ラドルチェとの契約に際し分割支払いのクレジット契約を担ったCBSフィナンシャルサービス(株)、アルファノート(株)に対する共通義務確認訴訟を視野に、2024/7/2に両社に対し「お問合せ」を送付。

※消費生活センターの相談員の皆様へ

この件に対してのお問合せは下記までお願いいたします。

聞き取っていただいた上で相談員の方からのお問合せ、あるいは対象消費者からの直接のお問合せでも結構です。

特定適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

【連絡先（事務局）】担当：袋井

〒540-0024 大阪市中央区南新町一丁目2番4号 椿本ビル5階502号室

TEL：06-6920-2911 FAX:06-6945-0730 E-mail: info@kc-s.or.jp

【連絡先（事務局）】担当：袋井 邦昭

**消費生活センターの皆さま
脱毛エステラドルチェに関する相談者への対応のお願い**

2024 年 4 月 5 日
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

消費生活センターの職員、相談員の皆さま

日ごろは当団体の活動にご協力いただきありがとうございます。

皆さんご存知のように、当団体は2023年8月29日、アフターサービスとして回数・期間無制限で施術を受けられるエステティックサービス契約を行っていた株式会社ラドルチェに対し、大阪地方裁判所民事部に共通義務確認訴訟を提起いたしました。

同提訴では、契約書面の重要事項の記載に不備があるため、対象消費者の皆さんは、特定商取引法により契約の解除（クーリングオフ）又は取消しをして、返金を請求できる、と主張しています。

対象消費者の方が、株式会社ラドルチェに対し返金を請求するためには、その前提として契約の解除又は取消しをする必要があります。そして、契約の取消・解除はいずれも行使可能期間があるため（取消権は契約時から5年間、解除権は争いあるも5年説が有力）、共通義務確認訴訟の結論を待っているのは権利行使の機会を逸してしまう恐れがあります。

そこで、この度、株式会社ラドルチェに対し、対象消費者が解除及び取消しを通知する「ひな型」を作成しました。下記対象者に該当する（又は該当する）相談者に対し、当該ひな型をご案内いただき、ひな型の注意点などをご説明いただいた上で、契約解除・取消通知書の作成をお手伝いしていただければ幸いです。

なお、当団体の提訴につきましては、以下のページをご参照ください。

https://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10001279

1. 今回の共通義務確認訴訟の対象となる契約者

2016年10月1日以降に株式会社ラドルチェと、「回数・期間無制限でアフターサービスを受けられる」とした脱毛エステティック契約を締結し、契約代金を支払った人。

※共通義務確認訴訟は、2016年10月1日施行の消費者裁判手続特例法に基づく訴訟ですので、同日以降に締結された契約が対象となります。2016年9月30日以前に契約された方は残念ながら本訴訟の対象外です。

2. ひな型（別紙 1）の注意点

- ① この通知書は、本件エステティック契約につき、解除又は取消しすることにより、代金返還請求権を発生させることを目的とするものです。
- ② 書式では、内容証明郵便で送付することを想定した文字数、行数で作成しております。通常の郵便で送付する方法でも効果は発生しますが、出来るだけ特定記録郵便または簡易書留等の方法を用い、また、送付した書類の記載内容の写しを保管しておくようにしてください。
- ③ 書式では、返金口座を記載していますが、必ずしも記載する必要はありません。今回の通知書を受けラドルチェが通知書返金する可能性は低いと見込まれますので、返金口座を指定することで個人情報を開示することは控えてもよいと思います。
- ④ 本件エステティックの支払方法として、別途、個別クレジット契約を締結した場合には、ラドルチェ宛ての通知とは別に、契約先のクレジット会社に対しても解除・取消の通知を送付しておくことをお勧めいたします。なお、クレジット会社宛に解除・取消の通知を送付する場合には、クレジット会社宛の契約解除・取消通知書案（別紙 2）をご参考になさってください。

3. 本件の連絡先

〒540-0024 大阪府中央区南新町一丁目 2-4 椿本ビル 5 階 5 0 2 号室
TEL : 06-6920-2911 e-mail : info@kc-s.or.jp
特定適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
担当：袋井

当団体に(株)ラドルチェに関する被害を申し出された皆さまへ

日ごろは当団体の活動にご協力いただきありがとうございます。

皆さんご存知のように、当団体は2023年8月29日、アフターサービスとして回数・期間無制限で施術を受けられるエステティックサービス契約を行っていた株式会社ラドルチェに対し、大阪地方裁判所に、皆さんに対し返金を行う義務があるかを争う「共通義務確認訴訟」を提起いたしました。

同訴訟では、契約書面の重要事項の記載に不備があるため、皆さんは、特定商取引法により契約の解除（クーリング・オフ）又は取消しをして、返金を請求できる、と主張しています。

皆さんが、株式会社ラドルチェに対し返金を請求するためには、その前提として契約の解除・取消しをする必要があります。そして、契約の解除・取消しはいずれも時効があるため（取消権は契約時から5年間、解除権は争いあるも5年とする説があります）、共通義務確認訴訟の結論を待っている権利行使の機会を逸してしまうおそれがあります。

そこで、この度、当団体は、株式会社ラドルチェに対し、皆さんが契約を解除・取消しを通知する際にご参考にしていただくための「ひな型」を作成しました。ひな型は別途メールでお知らせするURLのページからダウンロードできます。ただ、解除・取消通知は、適切な方法により作成・発送する等、法的な要件を充足させなければ、法的効果を生じさせることができませんので、まずは、同ページに記載しています注意点などを熟読していただき、ご自身での対応が困難と思われる方は、お住まいの地域の消費生活センターにご相談ください。全国の各地の消費生活センターにも同じひな型を配布しておりますので、「ラドルチェの件」で、解除・取消通知を発送したいので、相談したいとおっしゃっていただければ、相談員の方が協力してくださるかと思います。

なお、今回の共通義務確認訴訟の対象となる契約者は下記の通りです。

2016年10月1日以降に株式会社ラドルチェと、「回数・期間無制限でアフターサービスを受けられる」とした脱毛エステティック契約を締結し、契約代金を支払った人。

※共通義務確認訴訟は、2016年10月1日施行の消費者裁判手続特例法に基づく訴訟ですので、同日以降に締結された契約が対象となります。2016年9月30日以前に契約された方は残念ながら本訴訟の対象外です。

当団体の提訴につきましては、以下のページをご参照ください。

<https://www.kc-s.or.jp/?p=10001279>

ライフティ(株)事件の概要

1

令和6年11月18日(月)
埼玉消費者被害をなくす会 専門委員
弁護士 木村 智博(木村・東谷法律事務所)

ライフティ(株)訴訟の構造

2

◆さいたま地裁令和6年（ワ）220号　さいたま地裁第5民事部合議係
(令和6年1月30日提訴)

【原告】

特定適格消費者団体
埼玉消費者被害をなくす会
(以下「なくす会」)



【被告】

ライフティ(株)

※消費者裁判手続特例法に則り、**割賦金相当額の不当利得返還義務の確認**を求める**共通義務確認訴訟**（第一段階目）を提起。

訴外：(株)ビューティースリー（店舗名：シースリー、C3）

…令和5年9月25日付け破産手続開始決定

管財人HP：<https://beauty3-kanzai.jp/>

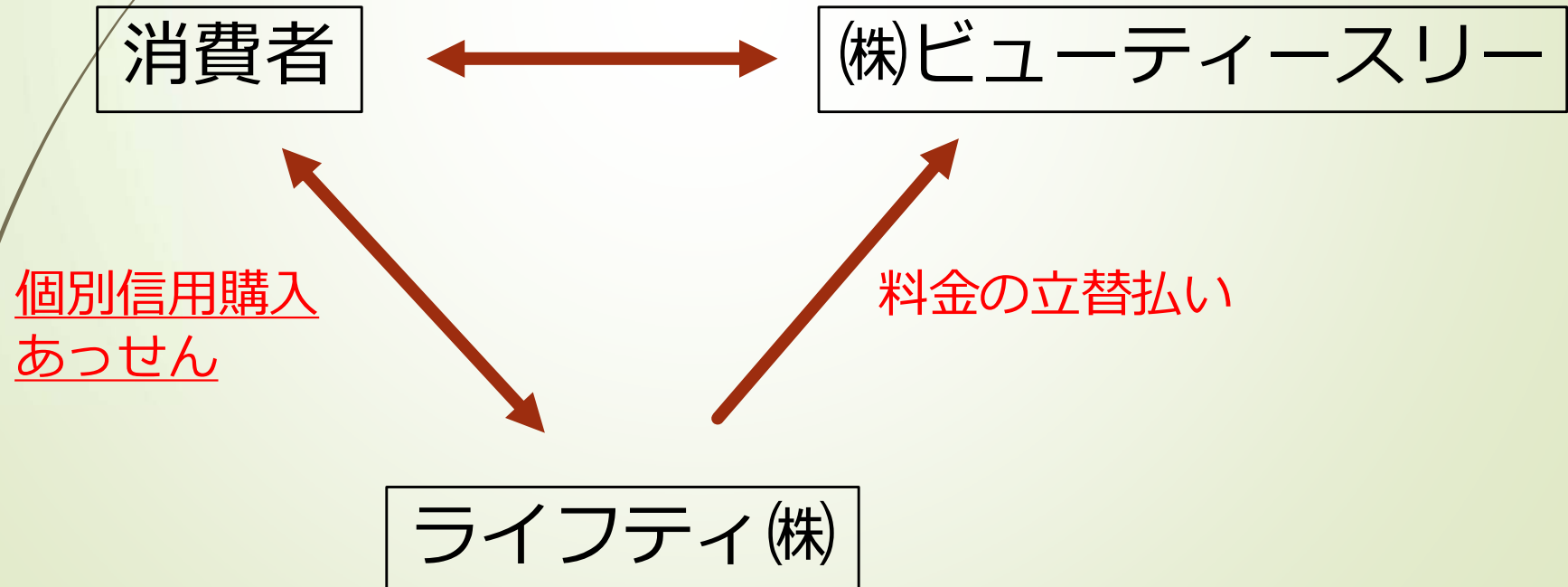
ライフティ(株)訴訟の構造

【関係概念図】

脱毛エステ契約

「1年間4回有償施術」 + 「5回目以降無償施術・期間無制限」

※ 代金は1回10万円計40万円等に設定



訴訟提起に至る経緯

◆(株)ビューティースリー

- ・ 全国で脱毛サロン（シースリー、C3）を運営。全国に62店舗
- ・ 約4万6000名の契約者
- ・ 「1年間4回有償施術」＋「5回目以降無償施術・期間無制限」を内容とする脱毛エステ契約（名称「全身脱毛無制限コース」「●●」等）を締結
- ・ 1回10万円計40万円等の高額な料金設定
- ・ 予約取りにくい等の苦情あり
- ・ 令和5年9月25日、東京地裁にて破産手続開始決定を受ける
 - ⇒ その結果、契約者はその後の施術を受けられず、同社への返金請求も不可能となった。

訴訟提起に至る経緯

◆ライフティ(株)

- ・ビューティースリーと契約した者の約半数は、ライフティと個別信用購入あっせん契約を締結

- ・ライフティは、「1年間4回有償施術」の部分のみを契約対象と捉える

→ **1年間4回のうちの未施術分のみ**抗弁接続を認めるが、既施術分の代金は請求

さらに5回目以降の無償施術の不履行分については対応せず（＝請求を止めない）

⇒ そのため、消費生活センターに苦情相談が多数寄せられた。

⇒ そこで、なくす会は、ライフティに対し、訴訟提起することとした。

本件脱毛エステ契約の問題点

医療機関ではない脱毛エステ業者は、強力なレーザー光線等を毛根部分に照射して毛乳頭等を破壊する行為をなし得ない（平成13年11月8日厚労省医政局医事課長通知）

- 全身の脱毛状態の維持には、2年目以降も施術を継続する必要あり
 - ※ ビューティースリーは「**脱毛品質保証書**」(次スライド)まで発行
- 5回目以降の無償施術は、有償施術のアフターサービスではなく、本件脱毛エステ契約に不可分一体のものとして、4回目までの施術と同様の施術体制下で実施されるべき事業者の債務になるべき（本件脱毛エステ契約の実質的内容）…**全体を有償施術と評価**
 - ※ 高額な料金設定も、実質的には5回目以降の施術を含むものと理解して初めて説明可
- 4回目まで有償でそこまでの範囲での清算しか認めないのは、中途解約権・違約金上限規制の脱法を企図したものに過ぎず、本件脱毛エステ解約の実質的内容に反するものである。

Quality warranty

服 上 品 質 保 証 済

15-490H

Figure 1 The effect of the α -factor on the β -factor

全身脱毛症治療「一歩」の先に進む

■ 托馬斯提出的三對立問題

製造商名: 吉田工業株式会社

OLDFIELD - 1984-85

1544

上記期間内において、当社が提供する全身体操プログラム
シリーズ全店舗にて脱毛施術の予約および施術が提供
されます。

■ 世界経済の動向

株式会社ビューティースリーが冠する全店舗も専門店
シーサリーの全店舗が対象となります。

（詳しくは裏面をご確認ください）

■保証対象のお客様

1998, 1999, 2000, 2001, 2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2022, 2023, 2024, 2025, 2026, 2027, 2028, 2029, 2030, 2031, 2032, 2033, 2034, 2035, 2036, 2037, 2038, 2039, 2040, 2041, 2042, 2043, 2044, 2045, 2046, 2047, 2048, 2049, 2050, 2051, 2052, 2053, 2054, 2055, 2056, 2057, 2058, 2059, 2060, 2061, 2062, 2063, 2064, 2065, 2066, 2067, 2068, 2069, 2070, 2071, 2072, 2073, 2074, 2075, 2076, 2077, 2078, 2079, 2080, 2081, 2082, 2083, 2084, 2085, 2086, 2087, 2088, 2089, 2090, 2091, 2092, 2093, 2094, 2095, 2096, 2097, 2098, 2099, 2100, 2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106, 2107, 2108, 2109, 2110, 2111, 2112, 2113, 2114, 2115, 2116, 2117, 2118, 2119, 2120, 2121, 2122, 2123, 2124, 2125, 2126, 2127, 2128, 2129, 2130, 2131, 2132, 2133, 2134, 2135, 2136, 2137, 2138, 2139, 2140, 2141, 2142, 2143, 2144, 2145, 2146, 2147, 2148, 2149, 2150, 2151, 2152, 2153, 2154, 2155, 2156, 2157, 2158, 2159, 2160, 2161, 2162, 2163, 2164, 2165, 2166, 2167, 2168, 2169, 2170, 2171, 2172, 2173, 2174, 2175, 2176, 2177, 2178, 2179, 2180, 2181, 2182, 2183, 2184, 2185, 2186, 2187, 2188, 2189, 2190, 2191, 2192, 2193, 2194, 2195, 2196, 2197, 2198, 2199, 2200, 2201, 2202, 2203, 2204, 2205, 2206, 2207, 2208, 2209, 2210, 2211, 2212, 2213, 2214, 2215, 2216, 2217, 2218, 2219, 2220, 2221, 2222, 2223, 2224, 2225, 2226, 2227, 2228, 2229, 2230, 2231, 2232, 2233, 2234, 2235, 2236, 2237, 2238, 2239, 2240, 2241, 2242, 2243, 2244, 2245, 2246, 2247, 2248, 2249, 2250, 2251, 2252, 2253, 2254, 2255, 2256, 2257, 2258, 2259, 2260, 2261, 2262, 2263, 2264, 2265, 2266, 2267, 2268, 2269, 2270, 2271, 2272, 2273, 2274, 2275, 2276, 2277, 2278, 2279, 2280, 2281, 2282, 2283, 2284, 2285, 2286, 2287, 2288, 2289, 2290, 2291, 2292, 2293, 2294, 2295, 2296, 2297, 2298, 2299, 2300, 2301, 2302, 2303, 2304, 2305, 2306, 2307, 2308, 2309, 2310, 2311, 2312, 2313, 2314, 2315, 2316, 2317, 2318, 2319, 2320, 2321, 2322, 2323, 2324, 2325, 2326, 2327, 2328, 2329, 2330, 2331, 2332, 2333, 2334, 2335, 2336, 2337, 2338, 2339, 2340, 2341, 2342, 2343, 2344, 2345, 2346, 2347, 2348, 2349, 2350, 2351, 2352, 2353, 2354, 2355, 2356, 2357, 2358, 2359, 2360, 2361, 2362, 2363, 2364, 2365, 2366, 2367, 2368, 2369, 2370, 2371, 2372, 2373, 2374, 2375, 2376, 2377, 2378, 2379, 2380, 2381, 2382, 2383, 2384, 2385, 2386, 2387, 2388, 2389, 2390, 2391, 2392, 2393, 2394, 2395, 2396, 2397, 2398, 2399, 2400, 2401, 2402, 2403, 2404, 2405, 2406, 2407, 2408, 2409, 2410, 2411, 2412, 2413, 2414, 2415, 2416, 2417, 2418, 2419, 2420, 2421, 2422, 2423, 2424, 2425, 2426, 2427, 2428, 2429, 2430, 2431, 2432, 2433, 2434, 2435, 2436, 2437, 2438, 2439, 2440, 2441, 2442, 2443, 2444, 2445, 2446, 2447, 2448, 2449, 2450, 2451, 2452, 2453, 2454, 2455, 2456, 2457, 2458, 2459, 2460, 2461, 2462, 2463, 2464, 2465, 2466, 2467, 2468, 2469, 2470, 2471, 2472, 2473, 2474, 2475, 2476, 2477, 2478, 2479, 2480, 2481, 2482, 2483, 2484, 2485, 2486, 2487, 2488, 2489, 2490, 2491, 2492, 2493, 2494, 2495, 2496, 2497, 2498, 2499, 2500, 2501, 2502, 2503, 2504, 2505, 2506, 2507, 2508, 2509, 2510, 2511, 2512, 2513, 2514, 2515, 2516, 2517, 2518, 2519, 2520, 2521, 2522, 2523, 2524, 2525, 2526, 2527, 2528, 2529, 2530, 2531, 2532, 2533, 2534, 2535, 2536, 2537, 2538, 2539, 2540, 2541, 2542, 2543, 2544, 2545, 2546, 2547, 2548, 2549, 2550, 2551, 2552, 2553, 2554, 2555, 2556, 2557, 2558, 2559, 2560, 2561, 2562, 2563, 2564, 2565, 2566, 2567, 2568, 2569, 2570, 2571, 2572, 2573, 2574, 2575, 2576, 2577, 2578, 2579, 2580, 2581, 2582, 2583, 2584, 2585, 2586, 2587, 2588, 2589, 2590, 2591, 2592, 2593, 2594, 2595, 2596, 2597, 2598, 2599, 2600, 2601, 2602, 2603, 2604, 2605, 2606, 2607, 2608, 2609, 2610, 2611, 2612, 2613, 2614, 2615, 2616, 2617, 2618, 2619, 2620, 2621, 2622, 2623, 2624, 2625, 2626, 2627, 2628, 2629, 2630, 2631, 2632, 2633, 2634, 2635, 2636, 2637, 2638, 2639, 2640, 2641, 2642, 2643, 2644, 2645, 2646, 2647, 2648, 2649, 2650, 2651, 2652, 2653, 2654, 2655, 2656, 2657, 2658, 2659, 2660, 2661, 2662, 2663, 2664, 2665, 2666, 2667, 2668, 2669, 2670, 2671, 2672, 2673, 2674, 2675, 2676, 2677, 2678, 2679, 26

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

665393

1. 存储设备

【参考文献】 [1] 曹文植. 中国现代文学史. 北京: 人民文学出版社, 1996. 100.

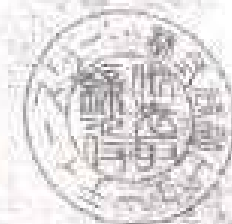


シー・スリー

東京都江東区富田1丁目3番地6号

株式会社ピューティースリー

TEL 0800 888 4343



本件訴訟におけるなくす会の主張 1

主張 1 クーリング・オフの行使

特定継続的役務提供契約の対価につき個別信用購入あっせん契約を利用した場合、消費者は、個別信用購入あっせん契約についても、**原則 8 日間**は**クーリング・オフ**を行使できる（割販法 3 5 条の 3 の 1 1）。

個別信用購入あっせん契約に関し、加盟店が特定継続的役務提供契約を締結した場合、**個別信用購入あっせん業者**には**法定書面交付義務**（割販法 3 5 条の 3 の 9）が課される

→ **与信契約の条件**のみならず、**与信対象契約の内容や条件に関する事項**も記載する必要あり

ライフティの契約書にも、ビューティースリーの本件脱毛エステ契約を受け、その契約書と同じく**記載不備**や**虚偽記載**がある

→ 契約者は、**いつまでも**、ライフティとの契約をクーリング・オフすることができ、施術済みの役務の対価を含めて全額返還請求可能

本件訴訟におけるなくす会の主張 1

「1年間4回有償施術＋5回目以降無償施術・期間無制限」との記載に記載不備や虚偽記載があるといえることについて

【契約書面の法定記載事項】

役務の提供回数や提供期間、役務の対価、中途解約権・違約金等（特商法42条2項各号、省令93条、94条）。

【あてはめ】

「1年間4回有償施術」＋「5回目以降無償施術・期間無制限」と書き分け、前者部分にしか法的効果を認めないことは、本件脱毛エステ契約の実質的内容に反するものであり、上記記載には契約内容の中核である役務の提供回数や役務の対価等についての記載不備や虚偽記載があると評価できる。また、中途解約権・違約金上限規制を潜脱する違法・無効な定めでもあり、法の要求する記載要件を満たさない。

本件訴訟におけるなくす会の主張 2

主張 2 不実告知取消権の行使

① 「1 年間 4 回有償施術 + 5 回目以降無償施術・期間無制限」との記載は、2 年目又は 5 回目以降は責任を負わない意図。

→ 無償施術・期間無制限の部分も役務提供期間であるかのような事実と異なる表示をして契約者を誤認させており、不実告知に当たる。

② 無償施術・期間無制限という契約条件は、契約者が増えるほど新規顧客が減って売上が減る一方で無償施術の顧客が増大し続け、いずれ履行不能となる破綻必至の商法

→ 無償施術を永続的に受けられるかのような事実と異なる表示をして契約者を誤認させており、不実告知に当たる。

ビューティースリーの勧誘に不実告知があるといえるので、契約者はライフティとの契約も取り消すことができる（割販法 3 5 条の 3 の 1 5）。

【相談員の皆様へ】

11

簡易確定手続（第二段階目）に向けた対応のお願い

(1) 本件の手続に参加できる対象消費者の範囲

平成31年1月1日から令和5年9月25日までの間に、ビューティースリーと契約締結した者（取消権の行使期間を考慮）

また、ライフティと分割払いの個別信用購入あっせん契約を締結し、同社に対し、分割払いの全部又は一部の支払をしている者

※ 他のクレジット会社の場合や現金払いの場合は参加不可

さらに、“第二段階目の簡易確定手続への参加前に”、ビューティースリーの破産管財人及びライフティに対し、クーリング・オフ及び契約取消しの各通知書を送付しておく必要がある（抗弁書の提出では不十分）。

【相談員の皆様へ】

12

簡易確定手続（第二段階目）に向けた対応のお願い

(2) 事前登録手続

なくす会は、現時点では、個々の対象消費者から受任できないため、H Pに事前登録案内ページ（<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>）を設け、事前登録（無償）の受付を行うとともに、各通知書の記載例やQ & Aも掲載している。

事前登録者には、個別メールにて、訴訟の進行状況や債権届出手続開始等の案内をしている。

← 対象消費者に、この案内をお願いできると助かります。

【相談員の皆様へ】

13

簡易確定手続（第二段階目）に向けた対応のお願い

（３）クーリング・オフ通知及び契約取消通知の発送

簡易確定手続（第二段階目）への参加には通知書の発送が不可欠

- ※ 当初は、ビューティースリーの破産手続開始決定日の１年後である令和６年９月２５日までの通知を呼びかけたが、それは取消権の時効消滅を考慮して早めの通知を促したものにすぎないし（実際の取消権の時効消滅の起算点は様々）、メインの主張であるクーリング・オフについては１年間の時効消滅はしないと思われるので（５年とする説が有力？）、**今からでも**事前登録した上で、通知を出していただきたい。

【相談員の皆様へ】

14

本件以外の類似事案への対応のお願い

【2023 年の主な倒産事例】（「有償施術＋無償施術期間無制限」型）

- ・脱毛ラボ（セドナエンタープライズ） 契約者 3 万人
- ・ウルフクリニック（T B I） 契約者 1300 人
- ・シースリー（ビューティースリー） 契約者 4 万 6000 人
- ・銀座カラー（エムシーネットワークスジャパン） 契約者 10 万人

⇒ いずれも、「有償施術＋無償施術通い放題」型

⇒ ビューティースリー以外への対応の必要性

【相談員の皆様へ】

15

本件以外の類似事案への対応

本件訴訟における法的主張と被告信販会社の主張の現状を踏まえると、「ビューティースリー」＋「ライフティ」の事案以外のトラブル事案については、**無償施術を含む契約全体の不履行を理由に信販会社に対し抗弁接続の主張をすることが可能と考えてください。**

⇒ 信販会社に対しては、抗弁接続規定（割販法 3 5 条の 3 の 1 9）に基づき、債務不履行または中途解約により役務提供未提供分は支払いを拒絶するという対応。

【精算方法について】

無償施術部分を何回と観念するかにより、分母が異なるので、ここは主張に工夫が必要。

(例) 無償施術期間を消滅時効の 5 年とし、1 年間 4 回のものだとすると、無償が 20 回となり合計 24 回となる。3 回施術を受けている段階だと、未提供役務は 24 分の 21 となり、それを元に計算。

【相談員の皆様へ】

16

本件以外の類似事案への対応

- ◆ 国民生活センター紛争解決委員会によるADRの結果の概要には、「脱毛エステの返金に関する紛争」という項目があるので、そこでの解決手法を参考に解決を目指す
- ◆ 「脱毛エステの中途解約に係る紛争案件 報告書（東京都消費者被害救済委員会）」（平成29年4月東京都生活文化局）
⇒ どちらにも、無償施術回数を実質的に有償施術回数に含めて考える解決方法を示す先例が示されている。

【相談員の皆様へ】

17

本件訴訟についてのお問合せ先等のご案内

◆なくす会のHPへのアクセス（<http://saitamahigainakusukai.or.jp/index.html>）



◆ ライフティ 関連ページの構成

1. 訴訟の概要
 2. 集団的被害回復訴訟に参加希望される方へのご案内
 3. Q&A
- その他、本件訴訟の期日案内等

◆ 上記内容をご確認いただき、参加希望の消費者へのご案内をお願いいたします。

◆ 電話対応は、なくす会の事務局で行いますが（HPご参照）、内容に関することは、上記Q&Aに記載されている内容のご案内にとどまります。

◆ 個別事案のご対応は、前述の内容をご参考に、個々のセンター、相談員の皆様、各弁護士等に、当方の主張を参考にご対応いただきたく思っております。



ご清聴ありがとうございました！！



埼玉消費者被害をなくす会 専門委員
弁護士 木村 智博(木村・東谷法律事務所)

COCoLiSの検索機能

※COCoLiS（ココリス）：Consumer Organization Collective Litigation System
【消費者団体訴訟制度の英訳の頭文字より】

消費者庁 消費者制度課



COCoLiSとは

（特定）適格消費者団体の活動状況

- 差止請求事案の詳細
- ニュースレター

消費者団体訴訟の進捗

- 被害回復裁判の情報

消費者団体訴訟制度に関する情報を一元化

- データベース機能

消費者と（特定）適格消費者団体を繋ぐ

消費生活センターの相談員に活用してもらうため、検索機能の活用例をご紹介します。

消費者と(特定)適格消費者団体を繋ぐ

(特定)適格消費者団体の活動状況や消費者団体訴訟の進捗など、消費者団体訴訟制度に関する情報を一元化

消費者団体訴訟制度のキャラクター こりす COCoLiS

消費者団体訴訟制度とは？
消費者団体訴訟制度のご案内>

消費者トラブルについて調べたい
差止請求>

被害回復裁判について調べたい
被害回復裁判>

団体からのお知らせを受け取る
団体からの情報提供>

消費者団体訴訟制度について、消費者のみならず、消費者のみなさまにとってより身近なものになるよう、愛称を「COCoLiS」(ココリス)とし、マスコットキャラクターを設定しています。

詳しくはこちら>

検索・キーワード

赤い丸印のいずれかを押下すると検索オプション画面が表示される

それぞれの検索画面

差止請求

COCOLiS(消費者団体訴訟制度)ポータルサイト

消費者団体訴訟制度のご案内 (特定) 適格消費者団体の紹介 **差止請求** 被害回復裁判 団体からの情報提供

ホーム > 差止請求

差止請求

差止請求とは
適格消費者団体が、「不当な勧誘」、「不当な契約条項」、「不当な表示」などの事業者の不当な行為をやめるように求めることができる制度です。争いがある場合、最終的には訴訟により解決が図られます。

 差止請求のキャラクター トリス

各団体の差止請求等の検索

キーワード

▶ 検索方法について

検索オプションを開く +

最新の差止請求等

2024年04月22日	終了	消費者支援かながわと株式会社T r i p l e Rとの間の裁判上の和解について
2024年04月01日	終了	消費者支援ネット北海道と株式会社ふるさと産直村との間で差止請求に関する協議が円満に終わったことについて
2024年04月01日	終了	消費者支援ネット北海道と株式会社ハイチエイジェントとの間で差止請求に関する協議が円満に終わったことについて

被害回復裁判

COCOLiS(消費者団体訴訟制度)ポータルサイト

消費者団体訴訟制度のご案内 (特定) 適格消費者団体の紹介 差止請求 **被害回復裁判** 団体からの情報提供

ホーム > 被害回復裁判

被害回復裁判

被害回復とは
特定適格消費者団体が、多数の消費者に共通して生じた財産的被害等について、裁判手続を通じて集団的な被害の回復を求めることができる制度です。裁判手続で事業者の責任が認められた場合に、対象となる消費者が手続に参加することで被害の回復が図られます。

 被害回復のキャラクター トリス

各団体の訴訟の結果、被害回復裁判の検索

キーワード

▶ 検索方法について

検索オプションを開く +

最新の被害回復裁判

2024年01月30日	係争中	ライフティ株式会社に対する返還請求訴訟について
2023年08月29日	係争中	株式会社ラドルチェに対する返還請求訴訟について
2023年07月26日	係争中	一般社団法人文化芸術国際交流機構に対する運営参加費の返還請求訴訟について

赤い丸印を押下すると、差止請求、被害回復裁判、それぞれの検索オプション画面に遷移します。

差止請求の検索オプション画面

差止請求

※裁判で係争中等の事案は「係争中」、終了した事案は「終了」となっています。

各団体の差止請求等の検索

キーワード

▶ 検索方法について

検索オプションを開じる

事業者等名

事業分類 団体名

該当条項

判決日・事案終了日 から

ステータス
☐ 係争中 ☐ 終了

被害回復裁判の検索オプション画面

被害回復裁判

※裁判で係争中等の事案は「係争中」、終了した事案は「終了」となっています。

各団体の訴訟の結果、被害回復裁判の検索

キーワード

▶ 検索方法について

検索オプションを開じる

事業者等名

事業分類 団体名

該当条項

判決日・事案終了日 から

ステータス
☐ 係争中 ☐ 終了

オプションの表示画面はいずれも同じですが、
「該当条項」で選択できる条項は異なります。

差止請求の検索オプション画面

差止請求

事業者等名

事業分類

団体名

該当条項

消費者契約法第4条	消費者契約法第4条第1項第1号	消費者契約法第4条第1項第2号
	消費者契約法第4条第2項	
	消費者契約法第4条第3項第1号	消費者契約法第4条第3項第2号
	消費者契約法第4条第3項第7号	消費者契約法第4条第3項第8号
消費者契約法第8条	消費者契約法第8条第1項第1号	消費者契約法第8条第1項第2号
	消費者契約法第8条第1項第3号	消費者契約法第8条第1項第4号
	消費者契約法第8条第1項第5号	
	消費者契約法第8条の2	
	消費者契約法第8条の3	
消費者契約法第9条	消費者契約法第9条第1項第1号	消費者契約法第9条第1項第2号
消費者契約法第10条		
不当景品類及び不当表示防止法	特定商取引法	食品表示法

選択できる「該当条項」

被害回復裁判の検索オプション画面

被害回復裁判

事業者等名

事業分類

団体名

該当条項

消費者裁判手続特例法第3条	消費者裁判手続特例法第3条第1項第1号
	消費者裁判手続特例法第3条第1項第2号
	消費者裁判手続特例法第3条第1項第3号
	消費者裁判手続特例法第3条第1項第4号
	消費者裁判手続特例法第3条第1項第5号

選択できる「該当条項」

1. 事業者名で検索したい（オプション画面から）

差止請求

各団体の差止請求等の検索

2. 検索ボタンを押す

1. キーワードにファビウスと入力

事業者等名
ファビウス

事業分類

該当条項

判決日・事業終了日
yyyy/mm/dd から yyyy/mm/dd

ステータス
☐ 係争中 ☐ 終了

リセット

被害回復裁判

各団体の訴訟の結果、被害回復裁判の検索

2. 検索ボタンを押す

1. キーワードにファビウスと入力

事業者等名
ファビウス

事業分類

団体名

該当条項

判決日・事業終了日
yyyy/mm/dd から yyyy/mm/dd

ステータス
☐ 係争中 ☐ 終了

リセット

消費者庁 COCoLiS(消費者団体訴訟制度)ポータルサイト

消費者団体訴訟制度のご案内 (特定) 適格消費者団体の紹介 差止請求 被害回復裁判 団体からの情報提供

ホーム > 差止請求

差止請求等検索結果一覧 2件の情報

2022年03月31日	終了	消費者被害防止ネットワーク東海とファビウス株式会社との間の訴訟に関する控訴審判決の確定について
2019年12月26日	終了	消費者被害防止ネットワーク東海とファビウス株式会社との間の訴訟に関する判決について

※裁判で係争中等の事案は「係争中」、終了した事案は「終了」となっています。

検索画面に戻る

消費者庁 COCoLiS(消費者団体訴訟制度)ポータルサイト

消費者団体訴訟制度のご案内 (特定) 適格消費者団体の紹介 差止請求 被害回復裁判 団体からの情報提供

ホーム > 被害回復裁判

被害回復裁判検索結果一覧 0件の情報

0件が見つかりました。

※裁判で係争中等の事案は「係争中」、終了した事案は「終了」となっています。

検索画面に戻る

当該事業者の被害回復裁判はない

2. 事業者名で検索したい（トップページから）



サイト内検索

1. キーワードにファビウスと入力

検索

2. 検索ボタンを押下

返金

違約金

キャンセル

解約

有利誤認

差止請求事案の画面
コピーが表示される



3. 定期購入に関する事案を検索したい（トップページから）

件数に応じて表示
ただし、順不同

全て ▼ 定期購入

ソート マッチ順 ▼ 並び順 降順 ▼ ページあたりの行数 10 ▼

「定期購入」の検索結果14件中1-10件までを表示

京都消費者契約ネットワークと株式会社CRAVE ARKSとの間に関する判決
販売等を営み、化粧品（以下「本件商品」という。）を「定期購入」方式で販売す
込み後、本件商品1個を初回特別価格として通常価格から約79%割り
URL <https://cocolis.caa.go.jp/caseinjunction/case-859-1.html>

京都消費者契約ネットワークと合同会社BRONXとの間の裁判上の和解について
の商品販売用のウェブサイト（以下「被告ウェブサイト」という。）の以下①の
あるが、「定期購入」条件の記載は、本件
URL <https://cocolis.caa.go.jp/caseinjunction/case-404.html>

京都消費者契約ネットワークと株式会社ART OF LIFEとの間の裁判上の和解について
容の表示を行わないこと等を求めた事案である（平成29年12月15日付けで京都地方裁判所に対して訴訟を提起）。（理由）以下①の内容の表示は、②の内容を
条件（以下「定期購入」条件」という。）としているものであるが、被告
URL <https://cocolis.caa.go.jp/caseinjunction/case-457.html>

消費者被害防止ネットワーク東海とファビウス株式会社との間の訴訟に関する判決について
表示のトップ画面においては、白色背景に大きく桃色文字で記載された630円という表示が目立つが、その真横には桃色背景に白色及び黄色文字といった目立つ形で
「お届け周期変更OK」という「定期購入」
URL <https://cocolis.caa.go.jp/caseinjunction/case-345-1.html>

えひめ消費者ネットと株式会社アクアとの間で差止請求に関する協議が調ったことについて
め消費者ネット」という。）が、株式会社アクア（以下「アクア」という。）に対し、アクアのホームページにおける、同社が販売する商品のいわゆる「定期購入」とし
ての販売方法である「特別モニターコース」にて
URL <https://cocolis.caa.go.jp/caseinjunction/case-682.html>

消費者団体
訴訟制度
とは？
消費者団体訴訟制度の
ご案内>

消費者
トラブル
について調べたい
差止請求>

被害回復裁判
について調べたい
被害回復裁判>

団体からの
お知らせを
受け取る
団体からの情報提供>

消費者団体訴訟制度について、消費者のみならず、消費者のみなさまにとっても身近なものになるよう、愛称を「COCO LIS」(ココリス)とし、マスコットキャラクターを設定しています。
詳しくはこちら>

検索・キーワード

サイト内検索

1. キーワードに定期購入と入力

2. 検索ボタンを押下

返金 違約金 キャンセル 解約 有利買戻

4. 定期購入に関する事案を検索したい（オプション画面から）

各団体の差止請求等の検索

1. キーワードに定期購入と入力

2. 検索ボタンを押す

検索方法について

定期購入

検索

事業分類

団体名

該当事項

判決日・事業終了日

yyyy/mm/dd から yyyy/mm/dd

ステータス

○ 係争中 ○ 終了

リセット

差止請求等検索結果一覧

14件の情報

2023年08月30日	係争中	京都消費者契約ネットワークと株式会社CRAVE ARKSとの間の訴訟に関する判決について
2023年05月01日	終了	とちぎ消費者リンクと株式会社悠優コスメティクスとの間で差止請求に関する協議が調ったことについて
2023年04月18日	終了	消費者被害防止ネットワーク東海と株式会社C o o & R I K U東日本との間の差止請求に関する協議が調ったことについて
2023年01月05日	終了	埼玉消費者被害をなくす会とイマジン・グローバル・ケア株式会社との間で差止請求に関する協議が調ったことについて
2022年03月08日	終了	埼玉消費者被害をなくす会とツインガーデン株式会社との間で差止請求に関する協議が調ったことについて
2021年02月10日	終了	えひめ消費者ネットと株式会社アクアとの間で差止請求に関する協議が調ったことについて
2020年12月18日	終了	京都消費者契約ネットワークとロシア製菓株式会社との間の裁判上の和解について
2020年11月18日	終了	京都消費者契約ネットワークと株式会社ライフとの間で差止請求に関する協議が調ったことについて
2020年10月21日	終了	京都消費者契約ネットワークとs t o r y株式会社との間で差止請求に関する協議が調ったことについて
2020年08月25日	終了	京都消費者契約ネットワークと株式会社ファンソルとの間で差止請求に関する協議が調ったことについて
2019年12月26日	終了	消費者被害防止ネットワーク東海とファビウス株式会社との間の訴訟に関する判決について
2019年09月09日	終了	消費者機場日本と株式会社tattvaとの間で差止請求に関する協議が調ったことについて
2018年03月20日	終了	京都消費者契約ネットワークと株式会社ART OF LIFEとの間の裁判上の和解について
2017年06月02日	終了	京都消費者契約ネットワークと合同会社BRONXとの間の裁判上の和解について

各団体の差止請求等の検索

1. キーワードに定期購入と入力

2. 事業分類から『製造業・小売業』を選択

3. 検索ボタンを押す

キーワード

検索

検索オプションを指定する

事業者等名

事業分類

加売業、小売業

製造業

電気・ガス・熱供給・水道業

情報通信業

金融業

不動産業、物品賃貸業

学術研究、専門・技術サービス業

宿泊業、飲食サービス業

生活関連サービス業、娯楽業

団体名

から yyyy/mm/dd

リセット

差止請求等検索結果一覧

10件の情報

2023年08月30日	係争中	京都消費者契約ネットワークと株式会社CRAVE ARKSとの間の訴訟に関する判決について
2023年05月01日	終了	とちぎ消費者リンクと株式会社悠優コスメティクスとの間で差止請求に関する協議が調ったことについて
2023年04月18日	終了	消費者被害防止ネットワーク東海と株式会社C o o & R I K U東日本との間の差止請求に関する協議が調ったことについて
2021年02月10日	終了	えひめ消費者ネットと株式会社アクアとの間で差止請求に関する協議が調ったことについて
2020年12月18日	終了	京都消費者契約ネットワークとロシア製菓株式会社との間の裁判上の和解について
2020年11月18日	終了	京都消費者契約ネットワークと株式会社ライフとの間で差止請求に関する協議が調ったことについて
2020年10月21日	終了	京都消費者契約ネットワークとs t o r y株式会社との間で差止請求に関する協議が調ったことについて
2020年08月25日	終了	京都消費者契約ネットワークと株式会社ファンソルとの間で差止請求に関する協議が調ったことについて
2019年09月09日	終了	消費者機場日本と株式会社tattvaとの間で差止請求に関する協議が調ったことについて
2017年06月02日	終了	京都消費者契約ネットワークと合同会社BRONXとの間の裁判上の和解について

絞り込みされる

5. 定期購入に関する被害回復裁判を検索（オプション画面を利用）

被害回復裁判のオプション画面

COCOLiS(消費者団体訴訟制度)ポータルサイト

消費者団体訴訟制度のご案内 (特定) 適格消費者団体の紹介 差止請求 **被害回復裁判** 団体からの情報提供

ホーム > 被害回復裁判

被害回復裁判

被害回復とは
特定適格消費者団体が、多数の消費者に共通して生じた財産的被害等について、裁判手続を通じて集団的な被害の回復を求めることができる制度です。裁判手続で事業者の責任が認められた場合に、対象となる消費者が手続に参加することで被害の回復が図られます。

被害回復のキャラクター とりす

各団体の訴訟の結果、被害回復裁判の検索

1. キーワードに定期購入と入力

2. 検索ボタンを押下

定期購入

検索

事業者等名

事業分類 団体名

該当条項

判決日・事業終了日
yyyy/mm/dd から yyyy/mm/dd

ステータス
☐ 係争中 ☐ 終了

リセット

消費者庁 COCoLiS(消費者団体訴訟制度)ポータルサイト

消費者団体訴訟制度のご案内 (特定) 適格消費者団体の紹介 差止請求 **被害回復裁判** 団体からの情報提供

ホーム > 被害回復裁判

被害回復裁判検索結果一覧

0件の情報

0件が見つかりました。

< < > >

※裁判で係争中の事案は「係争中」、終了した事案は「終了」となっています。

検索画面に戻る

商品の定期購入関連の
被害回復裁判は提起されていない

6. 健康食品の定期購入、化粧品の定期購入をそれぞれ検索したい

差止請求のオプション画面で【健康食品】の定期購入を検索

各団体の差止請求等の検索

1. キーワードに『定期購入 健康食品』と入力

2. 検索ボタンを押す

& 検索のため間に空白スペースを入れる

検索方法について
オプションを開じる

事業分類

団体名

該当条項

検索

2件の情報がヒット

差止請求等検索結果一覧		
2020年12月18日	終了	京都消費者契約ネットワークとロータシア製菓株式会社との間の裁判上の和解について
2019年12月26日	終了	消費者被害防止ネットワーク東海とファビウス株式会社との間の訴訟に関する判決について

差止請求のオプション画面で【化粧品】の定期購入を検索

各団体の差止請求等の検索

1. フリーキーワードに『定期購入 化粧品』と入力

2. 検索ボタンを押す

& 検索のため間に空白スペースを入れる

検索方法について
オプションを開じる

事業分類

団体名

該当条項

検索

1件の情報がヒット

差止請求等検索結果一覧		
2023年08月30日	係争中	京都消費者契約ネットワークと株式会社CRAVE ARKSとの間の訴訟に関する判決について

検索時点で定期購入に係る被害回復裁判はない

7. 不動産・賃貸借関連の差止請求事案を検索したい

差止請求のオプション画面

各団体の差止請求等の検索

1. キーワードは記入しない

2. 事業分類で『不動産・物品賃貸借』を選択

キーワード

検索

検索方法について

検索オプションを閉じる

事業者等名

事業分類

団体名

製造業
電気・ガス・熱供給・水道業
情報通信業
運輸業、郵便業
卸売業、小売業
不動産業、物品賃貸業
学術研究、娯楽、文化芸術
宿泊業、飲食サービス業
生活関連サービス業、娯楽業

から yyyy/mm/dd

リセット

差止請求等検索結果一覧

34件の情報がヒット

2024年04月01日	終了	消費者支援ネット北海道と株式会社ハイチエージェントとの間で差止請求に関する協議が調ったことについて
2023年12月22日	終了	消費生活ネットワーク新潟と共栄タイヤサービス株式会社との間の差止請求に関する協議が調ったことについて
2023年09月30日	終了	消費者支援ネット北海道と株式会社レンタスとの間で差止請求に関する協議が調ったことについて
2023年08月28日	終了	とちぎ消費者リンクと株式会社三和住宅との間で差止請求に関する協議が調ったことについて
2023年04月21日	終了	消費者支援ネットワークいしかわとハロー・テクノ株式会社との間で差止請求に関する協議が調ったことについて

物品賃貸借業が入るため件数が増加

【敷金】をキーワードにして差止請求を検索

各団体の差止請求等の検索

1. キーワードに『敷金』と入力

3. 検索ボタンを押下

キーワード

敷金

検索

検索方法について

検索オプションを閉じる

事業者等名

事業分類

団体名

該当条項

差止請求等検索結果一覧

4件の情報がヒット

2021年10月13日	終了	消費者支援ネット北海道と株式会社コムズとの間で差止請求に関する協議が調ったことについて
2021年03月19日	終了	消費者支援ネットワークいしかわと株式会社さくらホームとの間で差止請求に関する協議が調ったことについて
2017年08月03日	終了	消費者機構日本と株式会社タケダサービスの裁判外の和解について
2017年04月25日	終了	全国消費生活相談員協会と東急不動産株式会社の判決について

キーワード「敷金」で絞り込まれている

8. 不動産業 賃貸借契約の更新関連の差止請求を検索

差止請求のオプション画面

各団体の差止請求等の検索

1. キーワードに『賃貸 更新』と入力

2. 検索ボタンを押下

キーワード
賃貸 更新

検索

検索方法について
検索オプションを開じる

事業分類

団体名

& 検索のため間に空白スペースを入れる

差止請求等検索結果一覧

計 13 件の情報がヒット

2022年12月21日	終了	ひょうご消費者ネットとハートランド管理センター株式会社との間の訴訟に関する控訴審判決の確定について
2021年10月13日	終了	消費者支援ネット北海道と株式会社コムズとの間で差止請求に関する協議が調ったことについて
2021年09月14日	終了	ひょうご消費者ネットとハートランド管理センター株式会社との間の訴訟に関する判決について
2021年03月05日	終了	消費者支援機構関西とフォーシーズ株式会社との間の訴訟に関する控訴審判決について
2019年06月21日	終了	消費者支援機構関西とフォーシーズ株式会社との間の訴訟に関する判決について
2013年07月04日	終了	京都消費者契約ネットワークと株式会社ジェイ・エス・ビーの控訴審判決の確定について
2013年03月28日	終了	消費者機構日本と三井ホームエステート株式会社の控訴審判決について
2012年07月05日	終了	消費者機構日本と三井ホームエステート株式会社の判決について
2012年01月17日	終了	京都消費者契約ネットワークと株式会社ジェイ・エス・ビーの判決について
2011年09月22日	終了	消費者機構日本と三井ホームエステート株式会社との間の裁判外の和解について
2010年03月26日	終了	京都消費者ネットワークと株式会社長栄の控訴審判決の確定について
2009年09月30日	終了	京都消費者契約ネットワークと株式会社長栄の判決について

事業分類による
絞り込み

各団体の差止請求等の検索

1. キーワードに『賃貸 更新』と入力

2. 検索ボタンを押下

キーワード
賃貸 更新

検索

検索方法について
検索オプションを開じる

事業分類
不動産業, 物品賃貸業

団体名

から yyyy/mm/dd

リセット

& 検索のため間に空白スペースを入れる

2. 事業分類から『不動産・物品賃貸借』を選択

差止請求等検索結果一覧

計 11 件の情報がヒット

2022年12月21日	終了	ひょうご消費者ネットとハートランド管理センター株式会社との間の訴訟に関する控訴審判決の確定について
2021年10月13日	終了	消費者支援ネット北海道と株式会社コムズとの間で差止請求に関する協議が調ったことについて
2021年09月14日	終了	ひょうご消費者ネットとハートランド管理センター株式会社との間の訴訟に関する判決について
2013年07月04日	終了	京都消費者契約ネットワークと株式会社ジェイ・エス・ビーの控訴審判決の確定について
2013年03月28日	終了	消費者機構日本と三井ホームエステート株式会社の控訴審判決について
2012年07月05日	終了	消費者機構日本と三井ホームエステート株式会社の判決について
2012年01月17日	終了	京都消費者契約ネットワークと株式会社ジェイ・エス・ビーの判決について
2011年09月22日	終了	消費者機構日本と三井ホームエステート株式会社との間の裁判外の和解について
2010年03月26日	終了	京都消費者ネットワークと株式会社長栄の控訴審判決の確定について
2009年09月30日	終了	京都消費者契約ネットワークと株式会社長栄の判決について

9. 携帯電話会社、プロバイダ関連の差止請求を検索したい

差止請求のオプション画面

各団体の差止請求等の検索

キーワード

検索方法について **2. 検索ボタンを押下**

検索オプションを閉じる

事業者等名

事業分類

製造業
電気・ガス・熱供給・水道業
情報通信業
運輸業、郵便業
卸売業、小売業
金融業、保険業
不動産業、物品賃貸業
学術研究、専門・技術サービス業
宿泊業、飲食サービス業
生活関連サービス業、娯楽業

から yyyy/mm/dd

1. 事業分類から『情報通信業』を選択

情報通信関連業者の被害回復裁判は提起されていないが、最高裁判決が出されている

最高裁判決を検索

計17件の情報がヒット

差止請求等検索結果一覧

2023年10月02日	終了	埼玉消費者被害をなくす会と株式会社Link Lifeとの間で差止請求に関する協議が調ったことについて
2023年06月16日	終了	埼玉消費者被害をなくす会とLINE株式会社の間で差止請求に関する協議が調ったことについて
2022年12月01日	終了	埼玉消費者被害をなくす会とソフトバンク株式会社との間の差止請求に関する協議が調ったことについて
2022年03月30日	終了	消費者被害防止ネットワーク東海と株式会社グッドブレイスとの間で差止請求に関する協議が調ったことについて
2021年09月07日	終了	埼玉消費者被害をなくす会と株式会社オークファンとの間で差止請求に関する協議が調ったことについて
2020年05月18日	終了	全国消費生活相談員協会とソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社との間で差止請求に関する協議が調ったことについて
2019年12月26日	終了	消費者被害防止ネットワーク東海とファビウス株式会社との間の訴訟に関する判決について
2019年07月24日	終了	埼玉消費者被害をなくす会と株式会社NTTドコモとの間の訴訟に関する控訴審判決の確定について
2018年04月19日	終了	埼玉消費者被害をなくす会と株式会社NTTドコモの判決について
2017年10月18日	終了	消費者機構日本と株式会社ワイヤレスゲートとの裁判外の和解について

2012年07月19日	終了	京都消費者契約ネットワークとKDDI株式会社の判決について
2012年03月28日	終了	京都消費者契約ネットワークと株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの判決について

1 < 1 2 3 4 > >

10. 最高裁判所の差止請求・被害回復裁判の判例を検索

トップページの検索画面

1. キーワードに『最高裁』と入力

2. 検索ボタンを押下

サイト内検索

検索・キーワード

検索

送金 違約金 キャンセル 解約 有利誤認

被害回復裁判のオプション画面

1. キーワードに『最高裁』と入力

2. 根拠条文で『不当景品類及び不当表示防止法』を選択

3. 検索ボタンを押下

各団体の差止請求等の検索

検索

検索方法について

検索オプションを開じる

事業者等名

事業分類

団体

根拠条文

不当景品類及び不当表示防止法

第一審・原審の判決を含めて計19件の情報がヒット

『最高裁』の検索結果19件中1-10件までを表示

京都府消費者契約ネットワークと株式会社ジェイ・エス・ビーの控訴審判決の確定について

他の事前の対策を講じることは十分に可能であり、少なくとも、不返還事項が定めるような当該消費者が納付した解除後の期間（いまだ役務を提供していない期間）に対応する授業料の金額について、一般的、客観的に損害を被ることはない。これに対し、被告は、最高裁

URL: <https://cocolis.caa.go.jp/caseinjunction/case-105-2.html>

大分県消費者問題ネットワークと学校法人金澤学園の判決について

他の事前の対策を講じることは十分に可能であり、少なくとも、不返還事項が定めるような当該消費者が納付した解除後の期間（いまだ役務を提供していない期間）に対応する授業料の金額について、一般的、客観的に損害を被ることはない。これに対し、被告は、最高裁

URL: <https://cocolis.caa.go.jp/caseinjunction/case-173.html>

あいち消費者被害防止ネットワークと学校法人モード学園の判決について

契約の解除に伴う損害賠償の予定又は違約金の定めを有するものと解するのが相当であるとした。そして、在学契約の解除と授業料等の不返還特約の効力について、大学の場合についての最高裁判平成18年11月27日判決が、「入学試験要項の定めにより、その大学、学部を専断あるいは第1志望とすること、又は

URL: <https://cocolis.caa.go.jp/caseinjunction/case-142-1.html>

消費者支援機構関西とフォーシーズ株式会社との間の訴訟に関する控訴審判決について

部分につき一審原告の請求を棄却するとともに、一審原告の控訴を棄却した。なお、一審原告は、当該判決を不服として上告及び上告受理申立てを行った（後に上告は取り下げ、最高裁が上告審として受理した）。当該

URL: <https://cocolis.caa.go.jp/caseinjunction/case-359-2.html>

消費者支援機構関西とニューファイナンスの判決について

告の各控訴をいずれも棄却した。平成23年11月30日、最高裁は1審被告の上告受理申立を受理しない旨の決定をし、1審原告の差止請求を認めた京都府裁判所判決（平成21年4月23日）が確

URL: <https://cocolis.caa.go.jp/caseinjunction/case-9.html>

差止請求等検索結果一覧

係争中の事案を含め2件がヒット

2023年12月07日 係争中 消費者ネットおかやまと株式会社インシブとの間の訴訟に関する控訴審判決について

2017年01月24日 終了 京都府消費者契約ネットワークとサン・クロレラ販売株式会社との間の訴訟に関する上告審判決について

※裁判で係争中の事案は「係争中」、終了した事案は「終了」となっています。

ただし、判決や和解で過去の最高裁判例を参照する場合、当該参照箇所を含めて検索結果に表示される。

1 1. 現在「係争中」の事案を検索したい

差止請求の検索画面（オプションを使用しない）

各団体の差止請求等の検索

1. 係争中と入力

検索

2. 検索ボタンを押す

検索方法について
検索オプションを開く

ホーム > 差止請求

差止請求等検索結果一覧

検索画面に戻る

2023年12月07日	係争中	消費者ネットおかやまと株式会社インシップとの間の訴訟に関する控訴審判決について
2023年08月30日	係争中	京都消費者契約ネットワークと株式会社CRAVE ARKSとの間の訴訟に関する判決について
2023年07月21日	係争中	消費者支援機構関西と合同会社ユー・エス・ジェイとの間の訴訟に関する判決について
2023年02月09日	係争中	消費者支援ネットワークいしかわと株式会社スタジオB'Mとの間の訴訟に関する判決について
2022年09月20日	係争中	消費者ネットおかやまと株式会社インシップとの間の訴訟に関する判決について

1

被害回復裁判の検索画面（オプションを使用しない）

各団体の訴訟の結果、被害回復裁判の検索

1. 係争中と入力

検索

2. 検索ボタンを押す

検索方法について
検索オプションを開く

ホーム > 被害回復裁判

被害回復裁判検索結果一覧

検索画面に戻る

2024年01月30日	係争中	ライフティ株式会社に対する返還請求訴訟について
2023年08月29日	係争中	株式会社ラドルチェに対する返還請求訴訟について
2023年07月26日	係争中	一般社団法人文化芸術国際交流機構に対する演奏参加費の返還請求訴訟について
2023年04月05日	係争中	株式会社スターリーナイトカンパニーに対するチケット代金の返還請求訴訟について
2021年12月28日	係争中	株式会社ONE MESSAGEに対する購入代金等返還請求訴訟に係る上告について

1 2

1. トップページを検索画面から、サイト内全体の検索ができる
2. 差止請求、被害回復裁判を分けて検索する場合はそれぞれのページの検索ボタンを利用する
3. オプションを利用して、検索結果を絞り込みする
4. 抽出された検索結果から、求める情報を選択して活用する

改修内容の紹介①

タイトルロゴの変更

 消費者庁 COCoLiS(消費者団体訴訟制度)ポータルサイト

消費者団体訴訟制度のご案内

(特定) 適格消費者団体の紹介

差止請求



 COCoLiS(消費者団体訴訟制度)ポータルサイト

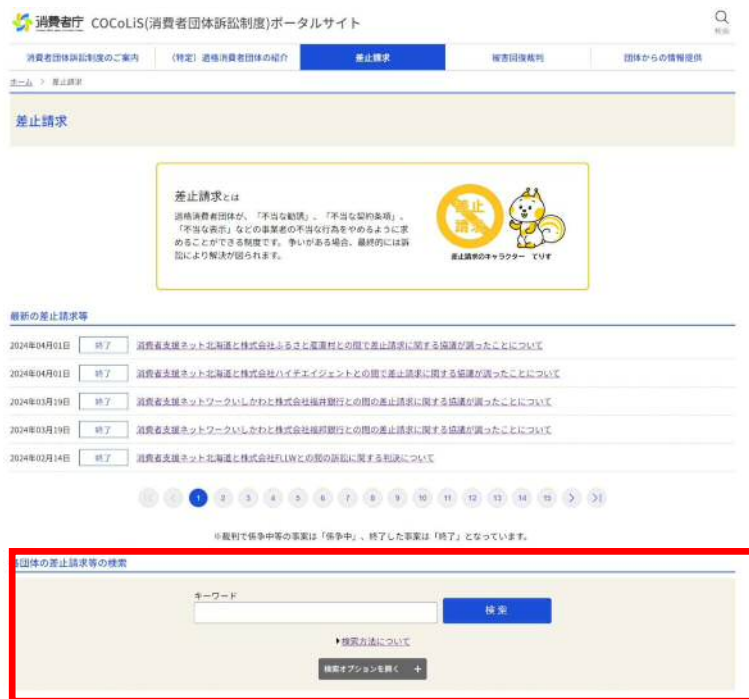
消費者団体訴訟制度のご案内

(特定) 適格消費者団体の紹介

消費者庁マークからCOCoLiSマークに変更し、サイトの独自性を示している。

改修内容の紹介②

検索欄の位置の変更



ユーザーの利便性を考慮して、検索欄を上部に移動させた。

改修内容の紹介③

検索リンクの変更

S(消費者団体訴訟制度)ポータルサイト



S(消費者団体訴訟制度)ポータルサイト



ページ上部にある検索欄からのリンク先が、各制度のTOPになっていたが、ユーザーが容易に検索を行えるよう、各制度TOPの検索欄へのリンクに変更。

改修内容の紹介④

団体一覧の変更

全国の適格消費者団体一覧

▶ 特定非営利活動法人消費者機構日本 (法人番号9010005008351)	
適格消費者団体の住所・電話番号	東京都千代田区六番町15番地 03-5212-3066
代表者	理事長 菅波 睦子 副理事長 佐々木 幸孝
差止請求関係業務を行う事務所の所在地	東京都千代田区六番町15番地
認定をした日	平成19年8月23日
認定の有効期間の満了日	令和7年8月22日



全国の適格消費者団体一覧 (都道府県コード順)

所在地	北海道
団体名	特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道
住所	札幌市中央区北四条西十二丁目1番55
電話番号	011-221-5884
情報受付窓口	消費者トラブルの情報提供
紹介資料等	ユーチューブで動画情報を発信（団体のサイトへ）

消費者に対して団体の連絡先等を分かり易くする観点から、順序を都道府県コード順とし、各団体の情報受付ページやパンフレット等へのリンクを掲載することとした。

改修内容の紹介⑤

検索オプションのUI変更

The diagram illustrates the UI change for search options. A blue arrow points from the old interface on the left to the new interface on the right.

旧UI (Left):

- キーワード: 検索
- 検索方法について
- 検索オプションを閉じる
- 事業者等名
- 事業分類: 事業分類
- 団体名: 団体名
- 該当条項: 該当条項
- 判決日・事案終了日: 判決日・事案終了日
- ステータス: 〇係争中 〇終了
- リセット

新UI (Right):

- キーワード: 検索
- 検索方法について
- 事業者等名
- 事業分類: 事業分類
- 団体名: 団体名
- 該当条項: 該当条項
- 判決日・事案終了日: 判決日・事案終了日
- ステータス: 〇係争中 〇終了
- 検索
- リセット
- 検索オプションを閉じる

検索オプションのボタン配置を、利用者が直観的に操作しやすい配置に変更した。

改修内容の紹介⑥

TOP画面への追加

係争中の差止請求

2023年12月07日	係争中	消費者ネットおかやまと株式会社インシップとの間の訴訟に関する控訴審判決について
2023年07月21日	係争中	消費者支援機構関西と合同会社ユー・エス・ジェイとの間の訴訟に関する判決について
2023年02月09日	係争中	消費者支援ネットワークいしかわと株式会社スタジオB'Mとの間の訴訟に関する判決について
2022年09月20日	係争中	消費者ネットおかやまと株式会社インシップとの間の訴訟に関する判決について

係争中の被害回復裁判

2024年08月23日	係争中	一般社団法人文化芸能国際交流機構に対する演奏参加費の返還請求訴訟に関する一審判決について
2024年01月30日	係争中	ライフティ株式会社に対する返還請求訴訟について
2023年08月29日	係争中	株式会社ラドルチェに対する返還請求訴訟について
2023年07月26日	係争中	一般社団法人文化芸能国際交流機構に対する演奏参加費の返還請求訴訟について
2023年04月05日	係争中	株式会社スターリーナイトカンパニーに対するチケット代金の返還請求訴訟について
2021年12月28日	係争中	株式会社ONE MESSAGEに対する購入代金等返還請求訴訟に係る上告について
2021年05月27日	係争中	株式会社ONE MESSAGEに対する購入代金等返還請求訴訟に係る控訴について
2019年04月26日	係争中	株式会社ONE MESSAGE等に対する購入代金の返還請求訴訟について

消費者の関心が高いと思われる係争中の案件へのリンクを、TOP画面に掲載するようにした。

改修内容の紹介⑦

団体からの情報提供の概要記載

消費者機構日本

消費者機構日本がニュースレター第181号をホームページに掲載しました。

消費者機構日本がニュースレター第181号をホームページに掲載しました。
内容は団体のホームページから参照ください。

<https://www.coj.gr.jp/newsletter/>



消費者機構日本

ニュースレター第189号を発行しました。

主な内容

- ・第20回通常総会の開催報告（2024年6月11日開催）
- ・令和6年度「消費者支援功労者表彰 内閣総理大臣表彰」を受賞しました。
- ・全国の適格消費者団体（25団体）のホームページ公表情報（2024年5月1日～6月24日分）

その他

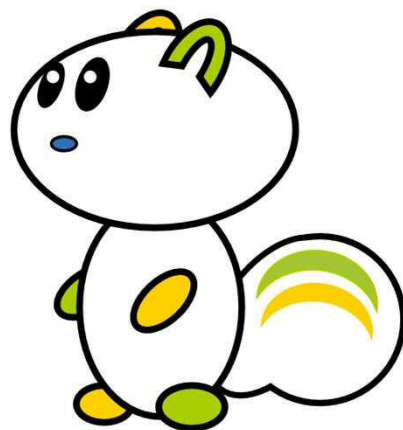
内容は団体のホームページから参照ください

<https://www.coj.gr.jp/newsletter/>

各団体がHPに掲載しているニュースレター等へのリンクについて、内容の概要を記載するようにした。

付録

マスコットキャラクター



ここりす

消費者団体訴訟制度の
マスコットキャラクター



ここりす (2024ver.)

消費者団体訴訟制度の
マスコットキャラクター

親しみやすいデザインとして、消費者への周知をはかっている。